

住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付実施細目

平成 22 年 3 月 31 日建字第 1223 号

(趣旨)

第 1 この細目は、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する助成金の交付について必要な事項を定め、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

(助成金交付申請書の受付)

第 2 助成金交付申請については、予算の範囲内において先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた助成金交付申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、助成金交付申請の受付を停止する。

(県産材)

第 3 要綱第 2 第 5 号ロの県産材として知事が認めるものとは、各種産地証明制度により県内の森林から伐採されたことが証明された原木を材料として、県内又は国内で加工した丸太、製材品、集成材及び合板、木製品等であることが証明されたものとする。

(Z E H+水準を満たしていることを証する書類)

第 4 要綱第 6 第 1 号ハの知事が別に定める Z E H+水準を満たしていることを証する書類は、次のいずれかとする。

- (1) B E L S 評価書の写し
- (2) 設計住宅評価書又は建設住宅性能評価書の写し
- (3) その他知事が認めるもの

(省エネ基準を満たしていることを証する書類)

第 5 要綱第 6 第 2 号ニの知事が別に定める省エネ基準を満たしていることを証する書類は、次のいずれかとする。

- (1) B E L S 評価書の写し
- (2) 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画認定通知書又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証の写し
- (4) 低炭素建築物新築等計画認定通知書又は低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証の写し
- (5) フラット 3 5 S 適合証明書の写し
- (6) 性能向上計画認定通知書又は性能向上計画に係る技術的審査適合証の写し
- (7) 住宅性能証明書の写し
- (8) 現金取得者向け新築対象住宅証明書の写し
- (9) その他知事が認めるもの

(バリアフリー基準を満たしていることを証する書類)

第 6 要綱第 6 第 1 号ニの知事が別に定めるバリアフリー基準を満たしていることを証する書類は、次のいずれかとする。

- (1) 設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書の写し
- (2) フラット35S適合証明書の写し
- (3) 住宅性能証明書の写し
- (4) 現金取得者向け新築対象住宅証明書の写し
- (5) その他知事が認めるもの

2 要綱第6第2号ホの知事が別に定めるバリアフリー基準を満たしていることを証する書類は、次のいずれかとする。

- (1) 建設住宅性能評価書の写し
- (2) 住宅性能証明書の写し
- (3) その他知事が認めるもの

(耐震基準を満たすことを証する書類)

第7 要綱第6第2号ロの知事が別に定める、耐震基準を満たすことを証する書類は、次のいずれかとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する建築確認済証（日付が昭和56年6月1日以降のもの）の写し
- (2) 建設住宅性能評価書の写し
- (3) 耐震基準適合証明書の写し
- (4) その他知事が認めるもの

(助成金の交付の通知)

第8 要綱第7に基づく通知は、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付決定通知書（様式第1号）により行うものとする。

(変更申請を要しない軽微な変更)

第9 要綱第9の知事が定める軽微な内容の変更は、交付対象事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で、交付決定の単位ごとに要綱第7に定める助成金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(変更の承認の通知)

第10 要綱第9に基づく通知は、住みたい岩手の家づくり促進事業変更承認通知書（様式第2号）により行うものとする。

(助成金に係る書類の提出先)

第11 助成金に係る書類の提出先は、岩手県木材産業協同組合とする。

附 則

この細目は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成25年5月8日から施行する。

附 則

この細目は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この細目は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この細目は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この細目は、令和元年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この細目は、令和 3 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。